

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：

下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業		
事業開始年月日	平成27年7月11日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input type="checkbox"/> 非適用 <input checked="" type="checkbox"/>
団体名	新発田市	職員数 (H22. 4. 1現在)	15
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	294 (21年度)	財政力指数	0.530 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	90.8 (21年度)	実質公債費比率 (%)	11.8 (22年度)
		将来負担比率 (%)	59.1 (21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

〔合併期日：平成15年7月7日 合併前市町村：新発田市、豊浦町〕

公共下水道事業は新発田市と豊浦町がそれぞれ行っており、合併により事業を統合した。特定環境保全公共下水道事業は豊浦町のみが行っていたため、合併により事業を引き継いだ。

〔合併期日：平成17年5月1日 合併前市町村：新発田市、加治川村、紫雲寺町〕

紫雲寺町の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業、加治川村の特定環境保全公共下水道事業を、合併により新発田市の各事業に統合した。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	新発田市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	新発田市長 片山 吉忠
既存計画との関係	「新発田市まちづくり総合計画」（中期計画、平成18年度～平成22年度） 「新発田市行政改革推進計画」（後期計画、平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	総務大臣及び財務大臣の承認後、速やかに市ホームページで公表する
基本方針	当市の上位計画である「新発田市まちづくり総合計画」に基づき、下水道の普及及び水洗化率の向上を目指す。また、市全体の取組として「新発田市行政改革推進計画」に基づき、経常経費の削減等に努める。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	15,355.8	203,449.4	134,917.4	7,953.4
	補償金免除額	1,618.8	49,623.2	43,957.3	1,188.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	5,553.4	52,424.0	52,963.9	4,093.0
					110,941.2

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債(流域下水道)	728.6			728.6
	臨時財政特別債(流域下水道)	312.3			312.3
	下水道事業債(特定環境保全公共下水道)	12,248.7	130,210.2	86,130.9	7,953.4
	臨時財政特別債(特定環境保全公共下水道)	3,107.2	73,239.3	48,786.6	0.0
	合 計 (A)	16,396.6	203,449.4	134,917.4	7,953.4
	合 計 (B)	0.0	0.0	0.0	0.0
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	16,396.6	203,449.4	134,917.4	7,953.4

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)	0.0	0.0	0.0	0.0
	合 計 (B)	0.0	0.0	0.0	0.0
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	0.0	0.0	0.0	0.0

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債(特定環境保全公共下水道)	5,553.4	52,424.0	52,963.9	4,093.0
	合 計 (A)	5,553.4	52,424.0	52,963.9	4,093.0
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	5,553.4	52,424.0	52,963.9	4,093.0

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企総務大臣及び財務大臣の承認後、速やかに市ホームページで公表する

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>当市の下水道事業は、平成14年に一部供用開始し下水道整備を進めている。他市と比較して事業着手が遅れたため、全体計画に対する整備済み面積の割合が35.4%という状況である。このため、今後も継続して建設事業を進めていく段階にあり、建設時に発行した地方債の元利償還金が年々増加している。</p> <p>また、年々処理区域が広がっているため、平成21年度末における下水道接続率は、54.6%という低い水準にある。</p> <p>これらのことから、例年財源不足額を一般会計からの繰入でまかなっているところであるが、「分流式下水道等に要する経費」の導入により、近年は繰入金ほとんどが公営企業繰出基準に基づく繰入となっている。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>水洗化率の向上（収益の確保）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用料収入を増加させるため、現在の接続促進員（嘱託）を継続雇用し、水洗化率を現在（H21）の54.6%から向上するよう努める。</td> </tr> </table>	課 題	水洗化率の向上（収益の確保）	使用料収入を増加させるため、現在の接続促進員（嘱託）を継続雇用し、水洗化率を現在（H21）の54.6%から向上するよう努める。	
	課 題	水洗化率の向上（収益の確保）			
	使用料収入を増加させるため、現在の接続促進員（嘱託）を継続雇用し、水洗化率を現在（H21）の54.6%から向上するよう努める。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>経常経費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経常経費の削減については、民間委託や入札などにより競争原理を導入し積極的に進めてきたが、人件費についても「新発田市のまちづくりを進めるために最小限必要な職員のみを確保していく」という考え方の下、職員定数の徹底管理を行い、市独自の取組も含めて更なる給与の適正化を進めていく。</td> </tr> </table>	課 題	経常経費の削減	経常経費の削減については、民間委託や入札などにより競争原理を導入し積極的に進めてきたが、人件費についても「新発田市のまちづくりを進めるために最小限必要な職員のみを確保していく」という考え方の下、職員定数の徹底管理を行い、市独自の取組も含めて更なる給与の適正化を進めていく。	
	課 題	経常経費の削減			
経常経費の削減については、民間委託や入札などにより競争原理を導入し積極的に進めてきたが、人件費についても「新発田市のまちづくりを進めるために最小限必要な職員のみを確保していく」という考え方の下、職員定数の徹底管理を行い、市独自の取組も含めて更なる給与の適正化を進めていく。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>資産の有効活用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現在2つある処理場の設備、中継ポンプ等の耐用年数を、適正な管理や早期の修繕によりできる限り延ばすことにより、設備投資費用の増加を抑制する。</td> </tr> </table>	課 題	資産の有効活用	現在2つある処理場の設備、中継ポンプ等の耐用年数を、適正な管理や早期の修繕によりできる限り延ばすことにより、設備投資費用の増加を抑制する。		
課 題	資産の有効活用				
現在2つある処理場の設備、中継ポンプ等の耐用年数を、適正な管理や早期の修繕によりできる限り延ばすことにより、設備投資費用の増加を抑制する。					
課 題					
課 題					
留意事項	<p>下水道事業を進めることは重要であるが、起債などについて計画的に管理し、財政的に無理のない整備計画に沿って事業を進めることとする。</p> <p>また、新発田市まちづくり総合計画・基本計画（中期）並びに新発田市行政改革大綱・推進計画（後期）等の関連主要計画については、改定時期を迎えているが、平成22年11月予定の市長選挙に伴い、次期計画（平成23年度～平成27年度の予定）が現状においては内容未定であり、条件が整い次第、早急な見直しを進める必要がある。</p>				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）
 (1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	660	719	780	1,069	1,352	1,400	1,366	1,470	1,608	1,696		
		(1) 営 業 収 益 (B)	425	480	564	616	635	649	688	715	740	765	
		ア 料 金 収 入	424	478	564	614	631	645	684	710	735	760	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	1	2		2	4	4	4	5	5	5	
		(2) 営 業 外 収 益	235	239	216	453	717	751	678	755	868	931	
	2 総 費 用 (D)	(1) 営 業 外 収 益	233	239	215	451	713	751	678	755	868	931	
		ア 他 会 計 繰 入 金	233	239	215	451	713	751	678	755	868	931	
		イ そ の 他	2		1	2	4						
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	667	719	780	833	896	919	953	962	985	1,005	
		(1) 営 業 費 用	240	245	282	302	345	347	380	384	387	390	
		ア 職 員 給 与 費	34	32	36	37	63	49	49	49	49	49	
		イ そ の 他	206	213	246	265	282	298	331	335	338	341	
		(2) 営 業 外 費 用	427	474	498	531	551	572	573	578	598	615	
		ア 支 払 利 息	426	474	498	529	549	568	572	577	597	614	
イ そ の 他		1			2	2	4	1	1	1	1		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		8			236	456	481	413	508	623	691		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	5,107	3,428	4,251	3,578	3,670	3,191	3,564	3,620	3,180	3,261		
		(1) 地 方 債	2,774	1,692	2,115	1,709	1,901	1,793	2,076	1,982	1,867	1,929	
		資 本 費 平 準 化 債											
		(2) 他 会 計 補 助 金	91	289	347	213	194	194	198	202	206	210	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	1,654	1,005	1,302	1,252	1,271	981	1,009	1,186	875	882	
		(6) 工 事 負 担 金	481	331	421	301	230	140	217	201	196	206	
	(7) そ の 他	107	111	66	103	74	83	64	49	36	34		
	2 資 本 的 支 出 (G)	5,092	3,395	4,249	3,820	4,160	3,676	3,977	4,128	3,803	3,952		
		(1) 建 設 改 良 費	4,665	2,898	3,650	3,180	3,402	2,683	2,895	3,213	2,827	2,902	
		イ そ の 他	49	44	40	53	48	47	46	46	46	46	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	427	497	572	640	758	993	1,082	915	976	1,050	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他				27									
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	15	33	2	242	490	485	413	508	623	691			

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	8	33	2	6	34	4				
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	5	12	44	45	38	4				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	13	45	46	39	4					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	12	44	45	38	3					
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	1	1	1	1					
	赤 字 (Q)									
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	60.3	59.1	57.7	72.6	81.7	73.2	67.1	78.3	82.0	82.5
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	425	480	564	616	635	649	688	715	740	765
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	22,431	23,626	25,168	26,237	27,381	27,890	28,495	29,393	30,155	30,904

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	233	239	215	451	714	755	682	760	873	936
	うち基準内繰入金	35	169	215	433	755	682	760	873	936
	うち基準外繰入金	198	70		18					
資 本 的 収 支 分	91	289	347	213	193	194	198	202	206	210
	うち基準内繰入金	18	176	200	167	194	198	202	206	210
	うち基準外繰入金	73	113	147	46	22				
合 計	324	528	562	664	907	949	880	962	1,079	1,146

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率 (%)		38.8	39.5	97.6	70.4	82.5	83.7	88.8	79.6	83.9	83.1
資本費 (円)		239	256	255	274	294	306	294	300	313	322
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		60.3	59.1	57.7	72.6	81.8	73.3	67.1	78.3	82.0	82.5
繰入金比率	収益的収入分 (%)	35.3	33.2	27.6	42.4	53.0	53.9	49.9	51.7	54.3	55.2
	うち基準内繰入金 (%)	5.3	23.5	27.6	40.7	53.0	53.9	49.9	51.7	54.3	55.2
	うち基準外繰入金 (%)	30.0	9.7	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	1.8	8.4	8.2	6.0	5.3	6.1	5.6	5.6	6.5	6.4
	うち基準内繰入金 (%)	0.4	5.1	4.7	4.7	4.7	6.1	5.6	5.6	6.5	6.4
	うち基準外繰入金 (%)	1.4	3.3	3.5	1.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

- ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
 イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	全体計画内の下水道整備率が35.4%と建設途上にある段階では、維持管理費の全部と資本費の一部を回収することが当面の目標となる。このため、整備済み区域においては接続促進に力を入れ料金収入確保に努める。
2 他会計繰入金の見込み	建設事業があと30年程度続く予定のため、公債費が年々増加していくことが見込まれる。水洗化の促進に伴う使用料収入の増だけではこれらの経費を賄うことは構造的に無理と思われるが、極力増えないよう努力する。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成22年度から今後約30年間の建設事業費 103,825,964千円予定
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成23年度以降の収支は、今後予定している事業を見込んだ数値で計上した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
定員管理		平成22年度現在15名である。全体計画における整備済み面積の割合が35.4%という状況から、今後も事業は拡大していくため工事・維持ともに業務量は増えると思われるが、現在の人員を維持することに努め人件費の増大を抑える。
給与のあり方		以下の項目に加え、諸手当の見直し(国の改正の趣旨に添った、期末・勤勉手当の支給月数引下げ・自宅に係る住居手当の廃止(平成21年度)など)、特殊勤務手当の見直し(手当の廃止、支給対象・単位の見直しなど(平成15年度))、初任給決定のための経験年数換算表の改正(平成20年度)など、数々の経費削減に直結する取組を実施してきており、それらは全て、実施年度以降も削減効果が長期的に継続していくものと考えられる。 今後も、国・県の動向にも十分注視しつつ、給与の適正化を実行していく。
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		平成18年4月、国と同時期に給与構造改革を実施し、給料水準の引下げ(行一 4.8%)、号給の4分割などを実施した。その後も、平成19年度に管理職手当の定額化を行うなど、国県の改革の趣旨に添った見直しを遅滞なく実施してきた。地域手当については、本市における民間の賃金水準を十分考慮し、最初から導入は見送っている。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		当該特別会計において、技能労務職に相当する職員はいない。
退職時特昇等退職手当のあり方		本市では、法適用企業である「水道事業会計」に所属する職員を除き、退職手当の支給を一般会計で行っている。このため、特別会計における退職手当の支払はない。
福利厚生事業のあり方		福利厚生事業については、一般会計で全職員を対象としているため、特別会計での実施はない。
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		処理場や中継ポンプの維持管理については既に民間に委託しており、設備投資費用を抑えるために適正な管理と早期の修繕に努めている。また、薬剤購入や修繕などについても入札による競争原理を導入している。なお、使用料徴収についても水道局へ委託することで効率化を図っており、今後も同様に維持管理費等の縮減に努める。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		処理場や中継ポンプの維持管理については民間に委託しており、今後も整備が済んだ施設から同様に推進していく。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		歳入確保の方策として、下水道使用料と水道料金の徴収事務一本化による使用料滞納の防止、受益者負(分)担金の徴収事務を徴税担当課での業務化、また、接続促進員の雇用による接続件数増加にも取り組んでおり、今後も継続していく。なお、使用料改定については、財政状況や公共料金としての性格も考慮し下水道事業審議会で検討を行うこととする。
料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		財務状況は市広報やホームページで公表している。経営健全化計画もホームページで公開する予定。
行政評価の導入		市全体の取組として、H13年度から行政評価を本格的に実施し、施策別予算枠の配分や施策別企画会議での振り返り・課題抽出・事業優先度など、予算とリンクした行政評価システムの運営に努めてきた。H21年度に試験的に行った「新発田版事業仕分け」に続き、H22年度からは「行政評価結果市民判定」と名称をあらため、行政評価の結果について市民で構成する判定員から意見を聴く場として継続的に実施することにより、行政評価システムの拡充を図っていく。
4 その他		平成26年度までの年度別目標中、有収水量の増加による使用料収入の伸びは、各年度2%台の自然増を見込んでいる。(ただし、新規供用開始予定区域があり、やや多くの接続が見込まれる平成23年度については、4%台の自然増を見込む。)将来的な人口減も見込まれ状況は厳しいが、これとは別に、水洗化率向上に向け努力することにより、更に1%上乘せし、各年度3%台(23年度は5%台)の伸びを目指すこととする。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	経常経費の削減については、民間委託や入札などにより競争原理を導入し積極的に進めてきたが、人件費についても「新発田市のまちづくりを進めるために最小限必要な職員のみを確保していく」という考え方の下、職員定数の徹底管理を行い、市独自の取組みも含めて更なる給与の適正化を進めていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損等はない。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	建設事業を進めている段階にあっては、今後何らかの原因で基準外繰出しが必要となることがあり得るが、平成22年度以降、基準外繰出しはほぼ解消される見込みである。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【新規計画策定団体】

課題	目標又は実績	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	計画前5年度実績	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計画合計	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前2年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)		(計画初年度) (計画第1年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
収入の確保	処理区域内人口(人)	20,826	26,016	28,353	31,622	32,783		36,124	39,341	42,551	45,667	48,734		
	A 増減	2,810	5,190	2,337	3,269	1,161	14,767	3,341	3,217	3,210	3,116	3,067	15,951	
	水洗便所設置済人口(人)	9,281	12,454	14,558	16,847	17,886		21,227	24,444	27,654	30,770	33,837		
	B 増減	1,094	3,173	2,104	2,289	1,039	9,699	3,341	3,217	3,210	3,116	3,067	15,951	
	水洗化率(%)	44.6	47.9	51.3	53.3	54.6	100	58.8	62.1	65.0	67.4	69.4	18.2	
	C 増減	0.0	3.3	3.5	1.9	1.3		4.2	3.4	6.0	2.4	2.1		
	有収水量(m ³)	2,491,448	2,755,512	3,199,947	3,450,162	3,629,564		3,711,637	3,939,597	4,089,362	4,236,740	4,381,731		
	D 増減	567,045	264,064	444,435	250,215	179,402	1,705,161	82,073	227,960	149,765	147,378	144,991	752,167	
	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	170	174	176	178	174	16	174	174	174	173	173	1	
	E 増減	12	3	3	2	4		0	0	0	0	0.1	0.1	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)														
収納率(%)	95.9	95.2	95.2	94.8	94.8	1.6	94.9	94.9	94.9	94.9	94.9	0.1		
G 増減	0.5	0.7	0.0	0.4	0.0		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0			
その他														
H 増減														
経営の効率化	管理運営費(千円)	1,093,266	1,215,799	1,352,610	1,474,664	1,653,311		1,912,520	2,033,685	1,872,480	1,952,943	2,045,418		
	I 増減	129,152	122,533	136,811	122,054	178,647	689,197	259,209	121,165	161,205	80,463	92,475	392,107	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	52	47	48	47	50	3	53	52	44	43	42	17	
	J 増減	1	6	1	1	4		3	1	9	9	1		
	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	439	440	181	253	211	285	196	206	181	177	202	9	
	K 増減	58	1	259	72	42		15	10	25	4	25		
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	97	88	88	88	95	5	93	96	93	90	88	4	
	L 増減	3	9	0	0	7		2	3	0	3	2		
M 増減														
使用料回収率(%)	38.8	39.5	97.6	70.4	82.5		83.7	88.8	79.6	83.9	83.1			
累積欠損金比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
企業債現在高(百万円)	22,431	23,626	25,168	26,237	27,381		27,890	28,495	29,393	30,155	30,904			
収入の確保	使用料収入(H16-304)	424	478	564	614	631		645	684	710	735	760		
	改善効果額	120	174	260	310	327	1,191	14	53	79	104	129	379	
	有収水量の増加	120	174	260	310	327	1,191	14	53	79	104	129	379	
	使用料の適正化													
	収納率の向上													
その他														
改善効果額														
経営の効率化	管理運営費	1,094	1,216	1,353	1,475	1,654		1,913	2,034	1,873	1,953	2,046		
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	34	32	36	37	63		49	49	49	49	49		
	改善効果額													
	職員給与と費の適正化													
	維持管理費(上記以外)の適正化													
	その他													
改善効果額														
							計画前5年間改善効果額 合計	1191					改善効果額 合計 A	379
													<参考> 補償金免除額(旧資金運用部資金)	95.2

注1 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を記入すること。

- 「収入の確保」その他 の例: 未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他 の例: 建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。
【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行06列)/(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)……(32表01行44列)/(有収水量)
- ・使用料収入
法適用事業 = 20表01行03列
法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの
法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)
法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)
使用料適正化の考え方:
民間委託の取組状況: 既に委託できる物については委託しており今後もこの方針で経営していく。
その他に記入された項目に関する取組等